

議案第73号

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成29年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬月額（円）
議長	383,000
副議長	294,000
委員長	287,000
議員	270,000

(読谷村議会の議員の定数を定める条例の一部改正)

第2条 読谷村議会の議員の定数を定める条例（平成14年読谷村条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「19人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の始まる日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

令和7年12月9日提出

読谷村長 石嶺傳實